



2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B1巻—衣服、装飾品及び履物

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B1 巻－衣服、装飾品及び履物

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B1 巻－衣服、装飾品及び履物

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のpermissions@ifrs.orgに連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.orgへの電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

衣服、装飾品及び履物

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリ	測定単位	コード
(1)Tier 1 サプライヤー及び(2)Tier 1 以外のサプライヤーの数 ¹	定量	数	CG-AA-000.A

¹ CG-AA-000.A に関する注記 – Tier 1 サプライヤーは、完成品メーカー（例：カットソー施設）などの企業と直接取引するサプライヤーと定義する。Tier 1 以外のサプライヤーは、企業の Tier 1 サプライヤーにとって重要なサプライヤーであり、製造業者、処理工場及び原材料の提供者（例：製粉工場、染色工場、洗淨施設、雑貨製造業者、なめし革工場、刺繍業者、スクリーン印刷業者、農場、又は屠殺場（又はこれらの複数のもの））を含めることがある。企業は Tier 1 以外のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない。

原材料調達

トピックサマリー

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。この問題の効果的な管理を行わないことは、利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。最も積極的な企業は、ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす可能性が高い。

指標

CG-AA-440a.1. 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述

- 1 企業は、優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明しなければならない（Sustainable Apparel Coalition の Higg Brand & Retail Module (BRM) に対応する開示）。
 - 1.1 優先原材料は、企業の主要製品に不可欠なものと定義する。主要製品とは、~~17 CFR 229.101~~と整合的に、過去 3 会計年度のいずれかにおいて連結売上高の 10%以上を占めたものである。
- 2 開示には、企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含めなければならない。
- 3 原材料には、合成繊維及び合成繊維布、天然繊維及び天然繊維布、セルロース系原材料、動物由来の原材料、並びに、衣服、装飾品又は履物の製造に直接使用するその他の原材料を含める。また、以下を含むが、それらに限定されない。
 - 3.1 綿、レーヨン、ポリエステル、アクリル、スパンデックス、ナイロン、ゴム、革、ウール、亜麻、絹、麻及びダウン
- 4 企業は、原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず、自社の製品を構成する優先原材料を開示しなければならない。
- 5 サプライ・チェーンの環境リスクには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 5.1 天然繊維作物の生産に対する気候変動の影響 (impacts)（例：気温又は水ストレスの変化（又はこの両方））（これは、価格や入手可能性に影響 (impacts) を与える場合がある。）
 - 5.2 石油の価格に影響を与える温室効果ガス (GHG) に関する法令（これは、石油由来の原材料の価格に影響を与える場合がある。）

- 5.3 サプライヤーへの環境規制の強化（これは、サプライヤーが供給する原材料のコスト又は入手可能性に影響を与える可能性がある。）
 - 5.4 原材料の供給源を完全に追跡できない状況（これは、ブランドの評判への悪い影響（effects）につながる可能性がある法令違反事案を識別できなくする場合がある。）
 - 5.5 サプライ・チェーン内の不適切な土地利用実務（これは、天然繊維原材料の収穫量に影響を与える場合がある。）
 - 5.6 企業が自社製品の原材料を調達する能力に影響（impacts）を与える場合があるその他の環境要因
- 6 サプライ・チェーンの社会リスクには以下を含むが、これらに限定されない。
- 6.1 サプライヤーの動物福祉、労働及び人権に関する実務（これは、企業の評判に影響を与える場合がある。）
 - 6.2 紛争地域からの原材料の調達（これは、原材料の価格と入手可能性に影響を与える場合がある。）
- 7 企業が綿を優先原材料の一つとして識別した場合、水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性、及び、これらの地域から綿を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているかについて説明しなければならない。
- 7.1 企業は、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）を使用して、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（> 80%）」であることが知られている綿花の供給源を識別する場合がある。
- 8 企業は、物理的な入手可能性の限界、アクセス、価格及び風評リスクを含む、製品での原材料使用に関連するリスクを管理するためのアプローチについて説明しなければならない。
- 8.1 説明すべき関連する戦略には、とりわけ、デュー・デリジェンスの実務、サプライ・チェーン監査、産業グループ又は非政府開発組織との連携、代替原材料の使用、環境又は社会リスクの少ない原材料の研究開発、サプライヤーの多様化、サプライ・チェーン行動規範の導入、トレーニング又は対話プログラム、サプライヤー監査又は認証（又はこの両方）、並びに原材料供給源へ完全に追跡可能な調査が含まれる。

CG-AA-440a.2. 環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）

- 1 企業は、環境又は社会サステナビリティ基準の第三者認証を受けた原材料の割合を開示しなければならない。
- 1.1 環境及び社会サステナビリティ基準は、有機物若しくはリサイクル、動物保護、又は公正労働（又はこれらの複数のもの）についての基準など、主に原材料の調達から生じる環境及び社会への影響（impacts）に対処する基準と定義する。
 - 1.2 環境及び社会サステナビリティ基準には以下を含むが、これらに限定されない。
 - 1.2.1 Outdoor Industry Association の Content Claim Standard (CCS)
 - 1.2.2 Textile Exchange の Recycled Claim Standard、Global Recycled Standard、Organic Cotton Standard 及び Responsible Down Standard

- 1.2.3 Certified Organic
 - 1.2.4 Control Union Global Organic Textile Standard
 - 1.2.5 Better Cotton Initiative
 - 1.2.6 Forestry Stewardship Council 認証 (リヨセル及びゴムについて)
 - 1.2.7 Rainforest Alliance 皮革製品
 - 1.2.8 Global Organic Textile Standard
 - 1.2.9 OEKO OEKO-TEX®の STeP
 - 1.2.10 OEKOOEKO-TEX® Standard 100
 - 1.2.11 ECO PASSPORT
 - 1.2.12 Cradle to Cradle
 - 1.2.13 Bluesign
- 1.3 企業は、環境又は社会基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の重量について、企業の最終製品を構成する原材料の総重量で除してその割合を計算しなければならない。
- 1.3.1 環境又は社会基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の範囲には、環境又は社会基準（又はこの両方）の第三者認証を受けたプロセスを使用して得られた原材料を含める。
 - 1.3.2 開示の範囲には、環境のベスト・プラクティス、社会のベスト・プラクティス、又はこの両方に基づく第三者認証を含める。
- 2 企業は、環境又は社会サステナビリティ基準の第三者認証を受けた原材料の割合について、基準ごとに開示しなければならない。
- 2.1 企業は、それぞれの第三者の環境又は社会基準（又はこの両方）の認証を受けた原材料の重量について、企業の最終製品を構成する原材料の総重量で除してその割合を計算しなければならない。
- 3 企業は、第三者認証を受けていないものの環境ライフサイクルにおける便益をもたらす可能性のある、その他のサステナブルな原材料の使用について説明する場合がある。また、再生された綿及びウール、機械的又は化学的にリサイクルされたポリエステル、ナイロン、リヨセル等の繊維の使用について説明する場合がある。